

令和2年 第11回
教育委員会定例会会議録

令和2年11月10日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2554号
令和2年第11回定例会

日 時 令和2年11月10日(火) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室(テレビ会議)

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真 希 子

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	星 川 邦 昭
	学 校 教 育 部 長	湯 川 康 生
	教 育 長 室 長	村 山 正 一
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教 育 総 務 係 長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 課	田 邊 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 2 港区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について
- 3 港区学校教育推進計画(素案)について
- 4 港区幼児教育振興アクションプログラム(素案)について
- 5 港区生涯学習推進計画(素案)について
- 6 港区スポーツ推進計画(素案)について
- 7 港区立図書館サービス推進計画(素案)について

日程第2 協議事項

- 1 港区文化芸術振興プラン(素案)について

日程第3 報告事項

- 1 港区スポーツセンター競技場3の利用休止について
- 2 港区立郷土歴史館展示室等の休室について
- 3 港区立みなと図書館指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 4 令和2年特別区人事委員会勧告について
- 5 令和元年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和2年第11回 港区教育委員会定例会を開会します。本日は、中村委員から、所用により欠席とのご連絡をいただいております。

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いします。

「本日の運営」

○教育長 本日の運営について、お諮りします。

日程第2 協議事項1「港区文化芸術振興プラン（素案）について」は順番を変更して会の一番はじめに協議し、日程第3 報告事項3「港区立みなと図書館指定管理者候補者の選定について」は、非公開での報告とし、報告事項の一番最後に行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、日程第2 協議事項1については順番を変更し会の一番はじめに協議し、日程第3 報告事項3については、非公開とし、報告事項の一番最後に行います。

日程第2 協議事項

1 港区文化芸術振興プラン（素案）について

○教育長 日程第2 協議事項に入ります。「港区文化芸術振興プラン（素案）について」説明をお願いします。

○国際化・文化芸術担当課長 それでは説明させていただきます。6月に改正されました、文化芸術基本法の地方公共団体が定める地方文化芸術推進基本計画に位置づけられている計画でございます。計画を策定、改定する際にはあらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されたことを受けまして、この場をかりて皆様のご意見をお伺いできればと思います。

文化芸術基本法は、国の文化芸術振興のための基本理念を明らかにし、その実現のための国や地方公共団体、文化芸術団体の役割を示す法律でございます。基本法は、平成13年に策定された文化芸術基本法が改正されたものですが、29年の改正のポイントと言える部分を簡単にご説明させていただきます。

まずは前文に、表現の自由の重要性が明記されております。また、基本理念に年齢、障害の有無、経済的な状況にかかわらず、国民がひとしく文化芸術を鑑賞・参加・創造されるための視点や、乳幼児・児童・生徒に対する文化芸術に関する教育の重要性が追記されたものでございます。

同じく基本理念に、文化芸術そのものの振興にとどまらない、観光、まちづくり、国際交流、教育、産業、その他の各関連分野における施策との有機的な連携への配慮が盛り込まれているものでございます。

これらの改正点に加え、教育委員会への意見聴取についても明記されたということになります。

それでは、プランの説明に入らせていただきます。協議資料ナンバー1、概要版を御覧ください。

まず第1章、プラン策定の前提となる部分です。資料は左上になります。プランの策定に当たっては、文化芸術基本法や港区の文化芸術振興条例の趣旨を踏まえまして、誰もが文化芸術を享受できる取組が必要であること、また、世界情勢や新たな感染症などの危機により、文化芸術の重要性が高まっていることを踏まえ、どのような状況であっても文化芸術を通じて多様性を認め合える価値観が国内外に発信され、平和な世界の実現に貢献することを目的としております。

次に第2章、資料の右側になります。令和元年度に実施しました、文化芸術実態調査など、区を取り巻く現状から導き出された課題を整理しております。右側に課題を4点記載してございます。課題の1、育児や介護、健康不安などを理由に文化芸術をしたくてもできない人が一定数いること。課題の2、区の国際性を生かした国際文化交流への期待が高いこと。課題の3、芸術ジャンル、伝統芸能や現代音楽など、また、社会領域、教育や福祉などを超えた連携が必要であること。課題の四つ目、令和9年度の開館を目指して整理しています、(仮称)文化芸術ホールへの期待が高いことの四つを課題として挙げてございます。

次に第3章、資料の左側です。3章では、第1章、第2章を踏まえ、区の目指す将来像を「多様な人と文化が共生し 文化芸術を通じて皆が幸せになる 世界に開かれた『文化の港』」としてございます。

次に第4章では、将来像実現のための三つの施策と、その取組内容を体系的にまとめております。施策の1は、鑑賞・参加・創造する側の視点に立った取組。施策の2は、文化芸術活動を行う側の団体などの視点に立った取組。施策の3は、施策全体を貫く基盤整備に向けた取組となっております。

では、ここから実際にプランを御覧いただきながらご説明させていただければと思います。協議資料1-2、素案を御覧ください。

まずは、少し飛びますが、30ページを御覧ください。(2)として、誰もが鑑賞・参加・創造する機会の充実のページでございます。ここでは、文化芸術団体や美術館などの施設、福祉施設などとも連携しながら、合理的配慮を含めたバリアフリーを推進すること、また、区民優待料金を設けるなど、経済的な状況にかかわらず、文化芸術に参加できる機会をつくることなどを盛り込んでおります。

次に、31ページを御覧ください。ここでは、文化芸術を通じた次世代を担う子どもたちの育成として、学校にアーティストを派遣する、いわゆるアウトリーチ事業などを通じて、子どもの頃から多様な文化に触れ、体験する機会を引き続き充実していくことで、創造性や多様な価値観を尊重する心を育むことを盛り込んでございます。

次に、32ページを御覧ください。32ページから34ページでは、文化芸術を通じた国際文化交流を推進することで、国籍や言語、宗教、生活様式などを超えた国際相互理解を目指すとしています。

続きまして、40ページを御覧ください。観光や国際交流、福祉、教育など、社会領域を超えた

連携を促進することで、文化芸術の力を他分野の課題解決に生かしていくことを記載してまいります。

次に、41ページを御覧ください。文化芸術活動の担い手となる団体に対して助成をする際には、多言語対応や一時保育を実施していただくなど、共生社会実現の視点を盛り込むこととしております。

次に、43ページ、44ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症は文化芸術に関わる団体や企業、施設などに極めて大きなダメージを与えました。いかなる状況でも、安全で継続的に区民が文化芸術を享受できるよう、感染症対策に関する情報提供や財政支援、オンラインの活用など、区の文化芸術振興基金を活用し、財政状況に左右されることなく支援に取り組んでいくことを記載しております。

続いて、45ページを御覧ください。ここからは、浜松町駅前に整備を進めております文化芸術ホールに関する施策でございます。45ページから48ページにかけて、令和9年度に開館予定の文化芸術ホールで行う予定の重点的な取組や、組織機能のイメージ、また令和4年度に設置を予定している専門組織、開館に向けて区全体で気運を盛り上げていくための機運醸成事業などを記載してまいります。

次に、49ページを御覧ください。ここでは、誰もが文化芸術を享受できるのはもちろんですが、共生社会実現に向けたテーマ性、発信性のある事業、例えば、健常者も障害者とともに鑑賞できる演劇やワークショップなどを実施していくことで、人々が無意識の差別や排除に気づくきっかけとし、文化芸術を通じて、文化芸術の愛好家だけではなく、より多くの区民の意識や行動の変化を促すことを記載してまいります。以上が第4章、「プランにおける取組」の概要でございます。

最後に、58ページを御覧ください。プラン策定の経過でございます。真ん中やや下に、本日、教育委員会この場で頂のご意見や、この後、区議会やパブリックコメントでいただくご意見を踏まえ、1月中にはプランの案を作成し、2月には学識経験者を区民で構成する会議などを経まして、3月に策定という流れでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。教育分野の視点から忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いをいたします。

○山内委員 それでは、山内ですけれども。今回の文化芸術基本法というのは、まちづくり等々まで、関連する分野との連携ということがひとつ重視されていると思いますけれども、その中で例えば35ページ、36ページあるいは37ページに関連するところで1点意見を申し上げると、これはやはり文化資源をどう保全して活用できるようにするかということが非常に重要なところだと思います。その点で言えば、例えばそれぞれの時代の非常に建築史として重要な建物などをどう港区のまちづくりの中できちんと保全して生かしながら、まちづくりの中に生かしていくか、あるいはそれを文化資源としてさらに丁寧にこの文化芸術振興にまで生かしていくか、やはりそういう視点

は重要だと思うのです。港区というのは、ある意味で、まちはどんどん変わっていきますけれども、一方でそれぞれの時代の非常に面白い、建築史の面でも重要な建物なども残っている。でも、それがどんどん壊れていっているという現状もある訳ですので、そういう点でもぜひ、そういうことを図書文化財課と連携しながら、この文化芸術振興プランの中でも、その意味づけをして、強く促進できるようにされていくとよいと思います。

ですから今、説明のところでは35から37ページまではスキップされましたけれども、実はそういうところに今、申し上げたようなところを書き込んで、ぜひそこに力を入れていただければというふうに思いました。

○国際化・文化芸術担当課長 よろしいでしょうか。ご意見、ありがとうございます。

計画の36ページを少し御覧いただければと思います。こちらで、文化資源を保全・継承・活用する取組を推進という項目を設けてございます。ご案内かと思いますが、文化財保護法というのが改正されておりまして、地域において、これまでの保全に加えまして、活用の取組が、推進することという流れがございます。この文化芸術振興プランや、この施策の推進に当たりまして、その観点を取り入れまして、取り入れさせていただければと思っております。

具体的には、その36ページの2段落目、3段落目以降にございます。例えば、郷土歴史館や、芝浦にございます伝統文化交流館など、文化財、区にたくさんございます。そちらの保全はもちろんですけれども、創作活動への活用、その保存をしながら、そこでの活動をさせていただく、そこで文化芸術活動をすることで、文化芸術はもちろんですけれども、その建物も活用するなど、そういったことをしていくことで、区の文化資源の魅力を国内外に発信していく、そういう取組も、この文化芸術振興の施策としても取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山内委員 ありがとうございます。そういう意味でも、ある意味で、この伝統文化交流館や郷土歴史館、その活用の一つの象徴的なものでもあるのですけれども、もう一つは、それはある意味で端緒であって、出発点であって、さらに今はまだ保全されていない、今後に対して十分に保全ができない可能性のあるようなものも含めて、どうそれをこういう活用までの、あるいはまちづくりの中での魅力として位置づけて、さらにそれを保存のところから取り組んでいくかという、それを前に向けて、過去形ではなくて、この二つの施設の保存というのを過去形にしないで、新たにそういうものを発掘しながら取り組んでいくということも書き込んでいかれた方がいいのではないかと、思って申し上げたのです。

○国際化・文化芸術担当課長 ご意見、ありがとうございます。文化財の、これまでのものと、これからのもの、新しいものの発掘ということでございます。図書文化財課とも連携させていただいて、具体的に書き込みや、今後の施策を検討させていただければと思います。よろしく願いします。

○山内委員 よろしく願いします。

○教育長 ほかにご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

どうぞ、寺原委員。

○寺原委員 1点目は、「区のめざす姿」の将来像のところ、「多様な人と文化が共生し」ということで、多様性ということを重視されていて、すごくいいと思います。これは今回新たに入ったというよりは、前プランから多様性への重視は入っていたのでしょうか。2ページのプラン策定の「背景と目的」を拝見すると、港区文化芸術振興条例が平成18年にできているので、このあたりから多様性は入っていたのか、途中からその時勢を見て入ってきたということなのかということを確認させてください。2点目は、その多様性としては、今、これを拝見すると、年齢や障害、国籍にかかわらずということで、そこが重視をされているのですが、改定するに当たって、多様性の内容見直しをされた経緯があるのかを教えてください。

○国際化・文化芸術担当課長 ご意見、ありがとうございます。

まず、多様性というものがもともと入っていたのかどうかというお尋ねでございます。基本的には、もともと入っております。今回、よりそれを強めているところでございます。例えば、その法改正ですとか、障害者の方の文化の法律ができたりですとか、このプランの中では24ページ、25ページで将来像を掲げておりますが、例えば将来像で言いますと、前回までは文化が共生するというものでしたけれども、今回はそれに加えて、文化芸術を通じて皆が幸せになると、それを追加してございます。人と文化が共生することに加えて、さらに一歩先に、文化芸術によって、その共生の先まで、幸せになるということまで少し踏み込んだというような、共生に向けた取組を少し進めていくというような意味合いで強調しているところでございます。

もう一つは、その多様性の種類といいますか、項目かと思えます。年齢や障害はもちろんですが、近年の例えば性別のものでしたとか、例えば今回のコロナウイルス感染症の感染にかかった方への差別ですとか、そういった観点も含めて、マイノリティーという言葉自体は資料には使っておりませんが、色々な観点からそういう方、マイノリティーが悪いということではなく、色々な立場、色々な状況によって、人がそういう立場になりますので、それをそれぞれ尊重していこうというようなことを踏まえて記載をしているところでございます。

○寺原委員 検討していただいています、ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今日のご説明を細かくいただきまして、どうもありがとうございます。立派な冊子も準備されていて、今、手元にある訳ですが、40ページの「社会領域を超えた連携の促進」というところで、先程のご説明、……状態での観光や国際交流、福祉、教育、産業、地域振興とか、概ねこんなことだろうという意味は分かるのですが、その辺が他分野と連携することにより各施設の魅力が増すというところをもう一度ちょっとご説明いただきたいのですが。

○国際化・文化芸術担当課長 社会領域を超えた連携の推進という取組の中で、例えば40ページの写真の上でございます、「芝 de Meet The Art」という事業でございます。これは、この配電機器に絵を描いて、まちのイメージ向上に続いているものでございます。例えばこれは障害者の方が描いた絵でございますので、治安というものはもちろんですが、障害者

のアートですとか障害者の社会参加とか、そういうものも含めて記載、取り組んで、意味を設けているような事業でございます。

また、教育委員会で言えば、その下の写真は中学校の特別支援学級で、例えば六本木中学校さんですとか港南中学校さんでソーシャルサーカスというワークショップということで、障害者の方でも、例えば車いすの方でもサーカス、体をちょっと動かしてワークショップをするみたいなことを事業でやってございます。なので、特別支援学級ですね、障害者の方も健常者の方も、子ども、中学校の方からも、こういったものを勉強していただくことで、単なる文化芸術だけではなく、色々な分野、障害でも、教育でも、まちづくりでもという分野で、文化芸術を生かして、そういった分野に連携をしていくということでございます。

○田谷委員 そうしますと、46ページに文化芸術ホールの概要というのがございますけれども、大ホール、小ホール、創造支援、練習場ということは、ホールで芸術とか、何か演劇とかを行うだけではなくて、そういうような体を動かすことも加味されている施設ということでよろしいでしょうか。

○国際化・文化芸術担当課長 ありがとうございます。そのとおりでございます。また、鑑賞するだけではなく、例えば区民の方、見る方も一緒に参加するような事業も考えておりますし、例えばそれに加えて、ホールに足を運べない方もたくさんいらっしゃいますので、アウトリーチ事業と言いまして、ホールがつくった事業なりを、例えば各学校に行ったりだとか、高齢者の施設に行ったりだとか、ホールの中だけではなく、区内全体でホールの事業を実施していくというようなことも考えているところでございます。

○田谷委員 あともう一つお願いします。高齢者とか支援の必要な児童に対する、この階段自体のバリアフリーというのはどうなのでしょう。

○国際化・文化芸術担当課長 施設のバリアフリーでございます。当然、区の施設ですので、バリアフリー対応をする方向で施設の整備を進めているところでございます。大ホールにも、どなたでも鑑賞いただけるようなスペースを別に設けておりまして、高齢者の方だったり、障害者の方だったりが入る場所を特別に設けて聞けるような、そういった室内にもなっております。

○田谷委員 どうもありがとうございます。ぜひとも、立派な多様環境が実現されることを期待している、希望するのですけれども、例えば港区は大きな多人数が集めるようなホールは今までなかったですね。その分、サントリーホールとかなんとかそういうホールがあったかと思うのですけれども、私の立場からいうと、小学校や中学校で何か大きな催しをするときに使えるホールがなかったので、そういう意味でもこのホールを開放させていただいて、港区の子どもたちが大勢で集まって、何かそういう催しができるようなことができるといいなと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。山内委員。

○山内委員 現行プラン、非常に多様性に留意をしていることと、それから一方で、伝統的なものと先進的なものと両方のバランスを取って書いてらっしゃるというのは、私は非常によいことだと

いうふうに思って拝見しました。現代アートとか先進的などという記述も色々あります。そういう中で、私はやはりそれをどう今度の文化芸術ホールの実際のプログラムの中に生かしていくかということが一つ課題になるのではないかというふうに思っています。そういう点で、47ページを拝見すると、取組というところでは、最先端の技術と伝統芸術を組み合わせた作品などというような記述にとどまっていますけれども、もう少し積極的に、これからプログラムをどうつくっていくかをお書きになってもいいのではないかというふうに思いました。例えばホールの中で伝統的な芸術に触れるということも、そういうプログラムをつくることも大事ですけれども、一方で、現代音楽であったり、コンテンポラリーなダンスとか演劇とか、そういうものも積極的に取り組んだプログラムを展開できるようなプランにしていくということは重要で、ある意味で商業的なホールではないからこそできるようなプログラムへの支援ということを積極的に考えていかれる、そういうこともここでお書きになってはどうかというふうに思いました。というのが、私は前にロンドンにいたときに、パービカン・センターという、これは第二次大戦の空襲の後、地域で再開発した施設なのですけれども、そこが伝統的な、クラシカルなプログラムだけではなくて、現代音楽とか、あるいはコンテンポラリーなダンスとか、非常にバランスよく積極的にプログラムをつくられていて感心していたのですけれども、日本はそういう場所がないなど残念に思っていました。そういう点でいうと、これはせつかく先進的などということまで書き込んでいращやる、あるいは多様性ということを書き込んでいращやる。多様性という一つの表れが、現代美術とか現代音楽、現代ダンスということになりますから、そういうことも積極的に入れながらプログラムをつくっていくということも書かれてもいいのかなと思いました。当然、そういうことは、聞き手が、観る人がいないとなかなか実現しない訳ですけれども、幸いに港区は色々な海外から生活している方たちがいて、そういう点では多様な聞き手が、多様な鑑賞者がいますから、逆にそういう多様な発信をしやすい地域でもある訳です。そういう多様な聞き手、多様な鑑賞者がいるからこそできる多様な発信というところをホールの中に意義づけとして盛り込んでおかれると、それがしやすくなるというふうに思いながら拝見しました。

私からは以上です。

○国際化・文化芸術担当課長 ご意見ありがとうございます。資料の47ページのホールの取組の実態だと思います。まさに今、おっしゃっていただいたとおり、最先端の技術と伝統芸能を組み合わせたような作品のイベントを、この文化芸術ホールの重点的な取組の一つとして掲げているものでございます。例えば今、おっしゃっていただいたとおりの伝統と音楽という、最先端ということで、例えば伝統芸能の能と、現代音楽の弦楽器を使ったようなもののコラボレーションの事業の例もございます。そういった取組の実際の活動をされている区内の方もいращいますので、それがもう少し、取組を進めていく方向はありますので、それが分かるように少し書き込んでいければと思います。ありがとうございます。

○山内委員 伝統芸能を最先端の技術を使った見せ方をするというところに、どうしても狭く捉えられてしまいますよね。それだけではなくて、現代音楽とか現代のコンテンポラリーダンスとか、

そういうものについても、うまくプログラムとして発信できるというぐらいの位置づけのほうがいいのではないのかなと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この文化芸術振興プランは、教育委員会との協議事項というふうにもなっております。それで今日、説明いただいた訳なのですが、各委員さんからいただいた意見を、ぜひプランの中に反映をさせていただいて、策定作業を続けていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○国際化・文化芸術担当課長 ありがとうございました。

日程第1 審議事項

1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 それでは、日程を戻しまして、日程第1、審議事項に入ります。議案第101号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました、議案第101号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付、議案資料ナンバー1を御覧いただけますでしょうか。

1ページ、「審議内容」です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する企画展「匠の世界展/新指定文化財展」に係る観覧料を以下のとおり設定いたします。

項番の1、(1)「名称」です。「匠の世界展/新指定文化財展」。(2)「開催期間」は令和3年1月16日から3月21日までです。

項番の2「観覧料」です。企画展のみ観覧する場合は大人200円、小中高校生100円。常設展と同時に購入した場合、大人400円、小中高校生100円。2ページを御覧ください。観覧料は、こちらの表のとおりでございます。

「匠の世界展」は、昭和から平成にかけて活躍した木工芸家・中臺瑞真氏と、彫金家・服部雅永氏の2人の匠について、郷土歴史館の館蔵資料を中心に展示をする予定でございます。また、「新指定文化財展」は10月27日の教育委員会でご審議いただきました文化財の紹介をするものでございます。東禅寺事件銀製メダル及び江幡家文書、紅葉館資料については現物を展示、それ以外についてはパネルによる展示を予定しております。

なお、ご参考までに、現在開催中の特別展、「港区と皇室の近代」の状況についてご報告いたします。10月24日土曜日に、港区全域に新聞の折り込みを入れました。朝日、毎日、読売、産経、日経、東京、全部で6万7,700部。それから、11月7日土曜日には近隣区の千代田、中央、新宿、文京、品川、目黒、渋谷の7区に新聞折り込みを入れまして、27万4,150部を入れました。

また、特別展の来場状況でございますが、10月17日から11月8日までで、1,562人となっております。11月3日の区民無料公開日には346人が来場いたしまして、連日にぎわっ

ているという状況でございます。お知らせのチラシも、ほぼ在庫が今なくなっているという状況でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があればお願いをいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第101号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第101号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 港区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について

○教育長 次に、議案第102号「港区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました、議案第102号「港区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について」ご説明いたします。本日付、議案資料ナンバー2を御覧いただけますでしょうか。規則(案)は御覧のとおりでございます。

議案資料ナンバー2-2、1ページ、「審議内容」でございます。港区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める必要があるため、規則を制定いたします。

項番の1「制定内容」です。港区立図書館条例の一部を改正する条例中第2条の第2項の表の改正規定の施行期日を令和4年4月1日といたします。これは、三田図書館の所在地を芝5-28-4から、芝5-36-4、札の辻の方へ変更する施行日を定めるものでございます。新たに札の辻に建設中の新三田図書館の工事は遅滞なく進んでおります。令和3年12月上旬に施設の引き渡しを受ける予定でございますので、ここで施行日を定めるものでございます。参考資料として、本年3月10日に公布しました条例を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があれば、お願いをいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第102号について、原案どおり可決することについて、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第102号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

3 港区学校教育推進計画（素案）について

○教育長 次に、議案第103号「港区学校教育推進計画（素案）について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 では、港区学校推進計画（素案）につきまして、本日は、前回の10月27日以降、修正点4点について、説明をさせていただきます。

初めに、素案本編の72ページを御覧ください。「基本目標1施策（4）」。前回、山内委員からインクルーシブ教育等に関する説明を加えてはどうかとのご意見をいただきました。これにつきましては、10ページに脚注にて説明を加えておりますが、この72ページにおいて、特別支援教育体制の整備の後に、インクルーシブ教育のコラムを追記いたしました。それ以外にも、難解の用語がございますが、脚注であるとかQRコード等の対応をさせていただいております。

次に、78ページを御覧ください。「基本目標2施策（1）」。第3章の基本目標に、「未来を切り拓いて生き抜く力の育成」について、「みなと科学館を活用して」と記載がありますが、港区立郷土歴史館も活用すべき重要な施設であり、歴史や文化を学び、これからの未来を切り拓いていくための知識を身につけていく必要があるのではないかとのご指摘をいただきました。この点につきましては、体験学習の充実に港区立郷土歴史館の活用、その取組についても追記をさせていただきました。

続きまして、83ページを御覧ください。「基本目標2施策（4）」。児童相談所が区単独で設置されることになり、これまで以上に連携することができると思うので、もっとその区単独で設置するという部分を強調してもよいのではないかとのご意見をいただきました。これにつきましては、「相談機能の充実」の5番目の取組の表記を修正させていただきました。

最後に92ページを御覧ください。こちらは、11月5日の庁議にて、青木副区長からご指摘がございました。「基本目標4施策（1）」。教員の負担軽減の推進の丸、四つ目、五つ目、六つ目、4、5、6番目の取組に、前回までは「（東京都補助金交付対象事業）」と記載をさせていただいておりましたが、特にこれは必要ない、不要なのではないかとのご指摘がございました。これにつきましては、事務局としても不要と判断いたしまして、該当箇所の表記を削除、修正させていただきました。

以上、4点について説明をさせていただきました。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いをいたします。

○山内委員 前回、色々申し上げたことに対応していただきありがとうございます。特に、インクルーシブ教育のところがこういうコラムの形になっていると、本当に明確にその意味づけも分かるとお思いますので、とてもよいことだと思います。

1点、ちょっと補足をさせていただくと、78ページの郷土歴史館のことを加えていただいたのもよかったと思いますけれども、文章をせつかなので、もう少し手を加えられてはどうかと思って発言をします。

ここに港区の歴史と文化について、興味関心を高める事業という書き方をされていますけれども、これを港区の歴史と文化について、興味関心を高めるとともに歴史を通じて未来の課題を考える力を養うということ、その未来を洞察する力を養うというところをもう一つ加えられてはどうかというふうに思いました。というのが、私も前回、申し上げたのは、未来を、ここで重要なのは、未来を創造する力の育成というのが、あるいは未来を切り拓いて生き抜く力、未来を創造する力ということで挙げられていて、①のICTを活用したというのは、ある意味でそのインフラにすぎない訳です。それに対して、やはりその力をどう、これからの、ある意味で非常に不透明で、しかも不確定で、しかも複雑で、しかも今回のコロナのように、その変化が不連続に起こる時代の中で、それに直面して、どう課題に向き合って解決していく力を養うかということがますます重要になってきていると考えたときに、その力の一つが、ここで書かれている②の理数教育、STEAM教育で、これはある意味で科学的に分析する力ということだと思のです。

もう一つ、二つ目は、歴史を過去から見ただけではなくて、それを将来にまで目を向けて、それで今の課題、これからの課題を洞察していく力を養うということだと思いますので、そういうふうに位置づけるとすれば、まず身近なところで歴史に関心を持つ、親しみを持つということから始まって、それを今度はやはり歴史を将来に向けて、洞察力を深めていく、そういうものに位置づけていかなければもったいないと思いますので。そういう意味で、先程申し上げたように、港区の歴史と文化について興味関心を高めるとともに、歴史を通じて未来の課題を考える力を養うとか、何かちょっとそこは文言を工夫していただいたらいいのかなと思しました。

○教育人事企画課長 ありがとうございます。歴史を学ぶ意義、本質というところで今、山内委員からご指摘いただきましたので、また、表記等を検討させていただいて、追記させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま山内委員の方からありましたものをつけ加えるというような形の中で、議案第103号については、原案どおり可決することについてご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第103号については原案どおり可決することについて決定をいたしました。

4 港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について

○教育長 次に、議案第104号「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは議案4番、議案第104号「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について」ご説明させていただきます。参考資料で修正点の方を記載しておりますが、本編の方を御覧いただきながら説明をさせていただきます。

まず1番目、「策定の背景」の中の社会情勢の変化で、人生100年時代について記載をしておりますけれども、施策との関連が分かるように記載してはどうかというご指摘をいただきました。本編の35ページを御覧ください。4番、施策の展開、基本目標1、小学校入学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続の施策1のところです。人生100年時代に関しましては、このプログラムでの取組全体に関わる部分ではございますけれども、特にこの施策(1)のリード文の2行目の後段、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること。また、その次の段落の真ん中ぐらいですけれども、小学校以降の生活や学習の基盤となることからといったことで記載を付記いたしました。

続きまして、二つ目のご指摘で、基本目標の4、施策(2)の幼稚園における防災計画等の策定見直しの支援の中で、51ページを御覧いただけますでしょうか。ここで、各幼稚園での感染症対策マニュアルの策定状況について、私立幼稚園の一部で策定できていないということが分かるように記載してはということで、ご指摘をいただきました。前回までは、防災計画については策定されているけれども、感染症対策マニュアルについては、一部の幼稚園でまだ策定に至っていないという表記でしたが、現状のところの二つ目のところを御覧ください。私立幼稚園の一部では、感染症対策マニュアルの策定に至っていませんということで、こちらでその旨、明記をしております。

それから、続きまして、同じく基本目標4の施策(3)、52ページのところを御覧ください。同じく感染症対策、交通安全対策の推進のところですが、取組の一番下の方の真ん中のところを御覧いただけますでしょうか。こちらは今、学校、保健所などで感染状況を共有できるシステムを導入していますけれども、そのシステムに名称を明記すべきではないかというご指摘を副区長からいただきまして、「学校等欠席者・感染症情報システム」ということで名称を付記いたしました。

最後に57ページを御覧ください。基本目標5、子育て支援の推進の施策(3)、家庭の教育力の向上のところですが、幼稚園だけではなくて、港区全体の幼児を対象としている取組については、そのことが分かるようにということでございました。57ページの現状の四つ目の黒丸のところ、2行目、区内に在住する全ての5歳児の保護者、それから4歳児の保護者にはということで、「区内に在住する全ての」を記載しています。また、取組のところでは一番最後の行になりますけれども、引き続き保護者に家庭教育の重要性を伝えるために、区内に在住する全ての5歳児向けの保護者、また、3、4歳児保護者向けのということで、こちらでも同様の表現を入れております。

また、58ページの表の中、令和3年度のところですが、この3、4歳児向け、あるいは5歳児向けのハンドブック、リーフレットの活用について、保育園でも明確に活用してもらうということで、幼稚園、保育園、認定こども園等で活用ということで、それぞれの活用機関を明記することで、保育園も含まれるということを明らかになるよう記載を修正いたしました。

変更点は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 人生100年時代のことも加えてくださってよかったと思います。ありがとうございます。今、そのことについて考えながら説明を聞いていたところで、54ページの子育て支援のところですけども、その100年時代の中での生活習慣、健康的な生活習慣の基礎を培うということをやったりこの年代の一番重要なことだというふうに位置づけると、それも例えば57ページのところの子育て支援のところのどこかの項目、例えば57ページの家庭の教育力のところかどこかに加えてもいいかなというふうに思います。せっかく100年ということをお書きになったので、それは単に人格ということだけではなくて、そういう非常に何というか、長い時間軸で見たときの生活習慣の基礎をどうつくるかということがやはりひとつ重要になってきますので、それをこの子育て支援の中でも一つどこかで書き加えられてはいかがかなというふうに思いました。

○教育長室長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、生活習慣の基礎を培っていくということも100年時代のそういった乳幼児期の一つの基礎でもありますので、ご指摘の子育て支援の推進の中で、どちらか一番親和性のある場所を見つけて記載をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山内委員 お願いいたします。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまのご指摘を踏まえまして、書き加えるということ踏まえて、議案第104号については、原案どおり可決することについて、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第104号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

5 港区生涯学習推進計画（素案）について

○教育長 次に、議案第105号「港区生涯学習推進計画（素案）について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「港区生涯学習推進計画（素案）について」ご説明いたします。

10月27日の教育委員会、あと11月5日の庁議において、内容の大幅な修正はございませんでした。本日、ご説明させていただきたいのは、素案に記載しておりました事業名の変更や、削除したものについてになります。本日、お配りしている資料の参考資料を御覧ください。横書きのものになります。今回、修正点ということで表に記載しております。「地区版計画の庁議決定」ということで右側に記載しておりますけれども、地区版計画書というのが、港区に5地区ございます。このそれぞれの地区の地域の事情、実情や、特有の課題、その解決の方策を盛り込んだ計画というものになっておりまして、こちら各地区ごとで5計画あります。これらも、これらの地区計画の事業も庁議の方で決定されておりまして、それぞれの地域事業も生涯学習推進計画に盛り込まれております。今回、その地域事業において、事業名の変更や廃止によって削除したものがこの表に記載

しております。

ページ番号が記載されているのですけれども、それぞれ、左側がもともとの10月27日の教育委員会資料、素案に記載していた事業名になります。それが、右側の対応ということで、事業名が変更したというものになっております。

資料の修正があるのですけれども、3番目の55ページ、「たかなわ子どもコミュニティカレッジにおける交流の促進」とありますが、こちらについては、ページ番号、現在の素案については56ページの記載となっております。こちらは修正いたします。それと、削除となった地域事業がございます。下から2番目の「知生（ちい）き人養成プロジェクトの実施」ということで、こちらの事業については廃止ということで削除いたしました。

参考資料のページ番号に記載されておりますのは、素案の41ページ以降の各事業の内容の記載になっております。素案の37ページ以降から40ページまでは、施策の展開ということで、各取組を表に記載しておりますので、こちらのページ番号の記載が漏れておりますので、こちらも参考資料に後で付け加えておきたいと思っております。

説明は以上になります。

○教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問があれば、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第105号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第105号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 港区スポーツ推進計画（素案）について

○教育長 次に、議案第106号「港区スポーツ推進計画（素案）について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは「港区スポーツ推進計画（素案）について」修正点をご説明いたします。大きく2点ございます。素案の44ページを御覧ください。

こちらにつきましては、庁議前の青木副区長のレクにおいて指摘されたものについて修正したものです。施策の5の「施策の展開」ということで、今回三つの取組を新しく素案の中に加えました。

「関心喚起策」「実行促進策」「継続支援策」の3点になります。この三つの視点というものを分類したことについての理由を素案の中に盛り込んだ方がいいのではないかという指摘を受けましたので、44ページの素案の中の4行目以降、「東京都は」というところを付け加えさせていただきました。この取組につきましては、東京都のスポーツ推進総合計画においても、同じような形でスポーツに対する関心、行動の状況に応じて取組を展開しているということが効果的であると言われていたので、区もこの考えを取り入れるということにしましたので、このことを記載しております。

続きまして、76ページを御覧ください。こちらにつきましては、10月27日の教育委員会において指摘されたことです。eスポーツについての記載になりますが、eスポーツにおいては、様々な視点から検証した方がいいということもあるので、区としての現段階での見解を計画に示してもいいのではないかとのご意見を踏まえまして、76ページの上から3行目になりますが、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、スポーツに取り組める電子機器の活用については、ゲーム障害や依存症などのリスクを踏まえることも重要だということ、このリスクのある点も踏まえるということをつけ加えさせていただきました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問があれば、お願いをいたします。

○山内委員 今の44ページの修正は、私も重要だと思いながら伺いました。ただ、せっかくその理由づけをお書きになったのであれば、何というのでしょうか、東京都はと、都がこうしているから区もこうするというところで何か終わらせるのは、ちょっともったいないというふうにも思います。というのは、この健康的な生活習慣をつくっていく、その行動の変容のプロセスとして考えたときに、この関心を喚起して実行を促進していくこと、それから継続の支援という、それぞれ個人で習慣の変容へのアプローチとして、この三つは取組として重要だということだと思ふのです。

ですから、そこを単に都がこうやっているからというところで書くよりも、そうすると都が別の表記をすればやめてしまうという話になってしまいますから、それよりも、その個人のスポーツを巡る生活習慣の変容への、区の、区としての、それを支えるための取組としての視点としての意義づけをお書きになった方が、あるいはそれを加えられた方がよりよくなるのではないかなというふうに思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 ご指摘の点を踏まえまして、今回、きっかけとしては東京都の取組なのですけれども、それぞれに掲げている事業は区の事業というものに当てはめておりますので、区ならではの視点というものを取り入れながらということで、この記載についても検討させていただきたいと思ふます。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの山内委員の方からお話がありましたように、ここの表記はちょっと検討させていただくということ踏まえまして、議案第106号については、原案どおり可決することについてご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第106号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

7 港区立図書館サービス推進計画(素案)について

○教育長 次に、議案第107号「港区立図書館サービス推進計画(素案)について」説明をお

願います。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました、議案第107号「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」ご説明いたします。本日付、議案資料ナンバー7を御覧いただけますでしょうか。10月27日の教育委員会の庁議を受けまして、以後、修正いたしました箇所をご説明いたします。

素案のPDFファイルの52/65ページ、素案のページですと、46ページを御覧いただけますでしょうか。施策（1）学校図書館の支援の推進について教育委員会でご指摘をいただきましたので、冒頭の説明の部分を充実させまして、図書館が学校図書館に支援センター機能を備えた教育センターと連携して、学校図書館への様々な支援を行うことを分かりやすく加筆いたしました。

また、ここに記載ございませんけれども、素案の42ページの方を御覧いただきたいと思います。①の電子書籍サービスの活用の表でございます。昨日、区長部局との調整の結果、タイトル数の記載は、来年度予算案の確定時期との兼ね合いのため、（調整中）という表記を付記することとなりましたので、ご報告させていただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問があれば、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第107号については、原案どおり可決することについてご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないということですので、議案第107号については原案どおり可決することについて決定をいたしました。

日程第3 報告事項

1 港区スポーツセンター競技場3の利用休止について

○教育長 次に、日程の第3、報告事項に入ります。「港区スポーツセンター競技場3の利用休止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「港区スポーツセンター競技場3の利用休止について」報告資料ナンバー1に基づき説明いたします。

「報告内容」は芝浜小学校施設整備に伴い、港区スポーツセンター競技場3の特定天井工事を実施するため、競技場3の利用を中止するというものです。

項番1休止の「理由」です。芝浜小学校施設整備に伴い、建築基準法耐震基準に適合させるために、みなとパーク芝浦内のスポーツセンター競技場3の特定天井耐震化工事が必要となったためです。

項番2「休止期間及び休止場所」です。休止予定期間は令和3年4月1日から8月31日までです。休止場所は、港区スポーツセンター8階、競技場3です。通常は卓球場として使用しております。

す。

項番3、「施設利用者への周知及び代替場所について」です。体育協会や港区スポーツふれあい文化健康財団に加盟している団体については、現在、令和3年度の利用調整を行っている中で、競技場3の休止についてお知らせしております。そのほかの団体や個人利用者へは、広報誌、ホームページ等を通じて周知してまいります。休止期間中の卓球の代替場所につきましては、スポーツセンターサブアリーナを活用する予定となっております。

項番4「告示日」になりますが、令和2年11月27日を予定しております。

裏面ですが、項番5の「今後のスケジュール」になります。同じ内容の報告を今月20日の区民文教常任委員会で行います。以降は記載のとおりとなります。なお、競技場3の工事終了後は、サブアリーナの特定天井工事を予定しております。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問があれば、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

2 港区立郷土歴史館展示室等の休室について

○教育長 それでは、次に、「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」ご説明いたします。本日付、報告資料ナンバー2を御覧いただけますでしょうか。

「報告内容」です。港区立郷土歴史館展示室等の展示資料の状況確認等を実施するため、休室いたします。

項番の1「休室期間」です。令和2年12月21日から28日までの8日間です。12月20日まで特別展「港区と皇室の近代」を開催しておりますので、最終日の翌日から休室することになります。

項番の2「休室場所」でございます。常設展示室、特別展示室、コミュニケーションルーム、ガイダンスルームです。それ以外の場所は通常どおり利用可能でございます。

項番の3「理由」でございます。デジタル機器等の点検及び展示資料の状況確認等を実施するためです。具体的には、不具合が生じておりますデジタル機器の調整、また、湿度調整のための薬剤の交換等の維持管理などを行う予定でございます。

項番の4「告示日」でございます。令和2年11月13日を予定しております。

項番の5「利用者への周知方法」です。(1)の「広報みなと」から(6)「ツイッター等SNS」まで、記載のとおり行う予定でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、質問があればお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

4 令和2年特別区人事委員会勧告について

○教育長 それでは次に、「令和2年特別区人事委員会勧告について」説明をお願いいたします

○教育人事企画課長 「令和2年特別区人事委員会勧告について」報告をさせていただきます。

特別区人事委員会は10月23日に23区議会各議長と、23区の各区長に対して職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本勧告は幼稚園教育職員の給与に関わりますので、主な内容として今後の対応について報告をさせていただきます。資料ナンバー4、「令和2年特別区人事委員会勧告について」を御覧ください。2枚目は別紙としまして、特別区人事委員会の勧告の概要を添付しておりますので、後程、参考にいただければと思います。

初めに、勧告の主な内容について概要を説明させていただきます。まず、特別給（期末手当、勤勉手当）についてでございます。令和元年8月から令和2年7月までの間に民間従業員に支給された特別給の支給割合は、年間4.60月となっており、特別区の職員の支給月数、4.65月を下回っておりました。そのため、年間支給月数を0.05月引き下げて4.60月とするものでございます。この引き下げ分につきましては、本年12月の期末手当から差し引く予定でございます。この改定は勧告を実施するための改正条例の公布の日から実施いたします。改定に当たっては、特別区長会と特区連、特別区職員労働組合連合会との労使交渉において妥結した結果を反映させた条例など、関係規定の一部改正により行います。

次に、月例給につきまして、今回の勧告では、月例給に関する報告・勧告はございませんでした。これは、給与勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、例年ですと、月例給と特別給とを一括して実施していたところではございますが、今年に限っては新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、2回に分けて実施をしたことによるものでございます。今後、月例給についても必要な報告・勧告がなされる予定となっております。

次に、勧告実施にともなう手続についてでございます。今回の勧告につきまして、現在、特別区長会と特区連との労使交渉が行われており、妥結によって実施されることとなった場合、11月下旬の教育委員会で港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について皆様にご審議いただく予定となっております。教育委員会でご決定いただきましたら、令和2年第4回港区議会定例会に条例の一部改正について議案を提出する予定でございます。

最後に項番3、「東京都人事委員会勧告について」でございます。10月30日付で、東京都の教育職員の給与に係る東京都人事委員会勧告がございましたので、情報提供をさせていただきます。こちらの勧告も特別区の勧告と同様に、令和元年8月から令和2年7月までの間に、民間従業員に支給された特別給の支給割合を調査した結果、民間の支給割合が、職員の年間支給月数を下回るため、年間支給月数を0.10月引き下げ、本年12月の期末手当から差し引くという内容でございます。

なお、この東京都と特別区の引き下げ月数が異なる理由につきましては、それぞれが実施してい

る実態調査、調査対象事業者の事業所の範囲が異なるため、企業規模が50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所のうち、東京都の調査では都内の事業所から抽出し、民間との差が0.08月分となったのに対し、特別区の調査では特別区内の事業所から抽出し、民間との差が0.05月分となっているため、このように差が生じた状態でございます。なお、この調査対象、事業所の規模、範囲、対象期間等は例年同じで、今回、特に変わったということではございません。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、質問等がございますでしょうか。

○山内委員 では、質問を。今の、まず質問の前に確認ですけれども、今日の報告の対象は、幼稚園の職員の方々については、区としての最終的な改定が、条例の改正が必要になるので、それを踏まえる。小学校、中学校の教職員の方々、都の職員でもあるので、都の人事勧告に基づくという理解でよろしいですか。

○教育人事企画課長 はい、そのとおりでございます。

○山内委員 では、その上でなんですけれども、確かに人事委員会のこの勧告に連動するというのは、通常のことと言えば理解できるのですけれども、例えば今年度に関して言えば、幼稚園にしても、小学校、中学校にしても、こういうコロナという特別な状況の中で職員の方々、特別な対応がかなり必要になり、おそらく精神的にもかなり負担の大きい年になっているのではないかと思いますけれども、そういう中で、この人事委員会の勧告に従って下げる、本来であれば余計な手当があってもいいぐらいなあれですけれども、それができないにしても、下げるということをそのまま受けてよいものなのかどうかということについては、どう考えればいいのでしょうか。

○教育人事企画課長 本日に、私も実は教員ですので、0.10月の方に当てはまってしまうものですから、非常に悲しいかぎりではございますが、これが今後、労使交渉によってどうなるかは、実際に人事委員会勧告に従わなかったというときもございましたので、今後の動向につきましては、見守っていきたいと思います。

○山内委員 ありがとうございます。そういう意味で、今後の展開として、例えばまず、区の裁量の大きい幼稚園の職員の方々に関して言えば、例えば特別区としてのある判断があったとしても、港区としては、その引下げをしないという判断も可能なのかどうかとかですね。それから小学校、中学校については、何らかの形でその部分を補う何らかの配慮はできるのかどうか、その点はいかがなものなのでしょうか。

○教育人事企画課長 私の独断で、そのようなことはできるのであれば、ぜひしてさしあげたいと思いますが、今後、この月例給につきましても出てまいりますので、そこで調整するという、例年、考えもございますので、またその状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○山内委員 ありがとうございます。すみません、何か答えにくい質問ですけれども、でも、おそらく今後の景気の動向によっては月例給だって下がってくる可能性がありますよね、今後、先々。そういう中で、やはり学校現場で負担を強いている方たちに対して、どういうふうに対応するかと

というのは、やはりこれは真剣に考えないといけない問題だと思うのです。そうしないと、やはり学校職員になる方たちというの、いい人たちがきちんと集まる職場でなくなってしまう訳ですから、そこでもやはり問題提起を本人たちにしながら、この問題をやはり深刻に切実に考えていく必要があるのではないかと思います。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

5 令和元年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について

○教育長 それでは次に、「令和元年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」説明をお願いいたします

○教育指導担当課長 それでは、私の方からは、「令和元年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」ご報告をさせていただきます。

「報告内容」は四角囲みのおりでございます。港区においてのいじめと不登校の結果をご報告させていただく。そのときに参考として文部科学省の調査も使わせていただいているという形になってございます。

まず、1ページ目です。「いじめ調査の結果について」、一番下の令和元年度の調査のところを見ていただければと思います。小学校は65件で、発生率が0.68。中学校は件数が19件、発生率が0.94とあります。[注]のところに書いてございますが、発生率(%)というのは「(認知件数/全児童生徒数)×100」という形で、ある意味指標という形で出てございます。小学校、中学校ともに発生率については下回っているというような結果になってございます。

内訳の方は、2ページ目を御覧いただければと思います。いじめの調査の内訳ということで、「学年ごとの発生件数」「発覚のきっかけ」「いじめの態様」という形でさせていただいています。これは御覧のとおりなのですが、学年ごとの発生件数で小学校は5、6年生がちょっと多かった、あとは1年生もちょっと10と多いのですが、中学校が6、9、4という形になってございます。

「発覚のきっかけ」です。本人による訴え、報告と、保護者の訴え、担任等による発見、他の児童からの発見という形で書かせていただいて、以上となってございます。後程まとめて考察という形でお話をさせていただきます。

「いじめの態様」ですが、悪口や嫌なことを言われたり仲間外れ、軽い接触、強い接触、ネット関連というような形で、このような件数になってございます。これは複数にまたがってございますので、筆記という形ではなく、聞き取った形で、どこに当てはまるねと丁寧に聞き取りするものでございます。

おめくりいただいて、「いじめ調査結果の考察」ということで、ちょっと書かせていただきました。主なところをちょっとご説明させていただきます。昨年に比べると、いじめの件数が増えてい

るかなというところはございますが、やはりどんな小さいことでもご本人が嫌だと言ったことはきちんと学校も聞き取って対応していかなければいけないという現場の意識、それから子どもたちも、ちゃんとそういうこと、嫌なことを言うんだと。保護者もきちんとそういうことを学校に言わなければという意識が高まっているということは言えるのではないかと思います。

いじめの発覚のきっかけは、小学校が保護者からの訴えが多く、中学校は本人の訴えが多いというふうな形になっています。港区の場合は、私どもが分析をすると、親子関係が良好なおうちが多いので、学校から聞いても、すぐに聞いて学校にちょっと言えなくても家でバーツと言うようなことが多いというふうに聞いています。中学校では、特に援助希求、これは自分で身近な大人や友達なりに、自分が困っているよということを助けを出していくということが大事なので、そういった教育も色々なところでしてございますので、その指導を丁寧に行ってきた結果、中学生は本人で言えるようになってきているのかなという分析をしてございます。

それから、丸の三つ目になるのですが、いじめの態様のところでは、一番多いのは「悪口や嫌なことを言われる」というのが、やはり一番多いのでございますが、悪口もちょっとレベル的なものがある、例えば「メガネザル」とか、よく軽い感じで、それを言われて嫌ではないという子もいれば、嫌な子もいるというような内容のものから、例えば、私だと「篠崎」なので「篠崎菌」みたいな感じの「何とか菌」とか言われてしまったり、あとは、本人は言われたと思っているのですけれども、言ったのは、加害者になってしまう子は、そんなこと言っていないというようなこともあるので、それは1件1件学校で聞き取りをしながら、折り合いをつけて、そういうことはお互い嫌だ、誰かが傷つくようなことを言うのはやめようねみたいなことが多かったようでございます。

それから、小学校の「軽い接触」、これも昨年度2件が今年度は22件と増えているので、どんなものが多いのかなというところで見ると、加害者になってしまう子は、「よう」みたいな感じでこうタッチをしたり、したつもりが、受け手としてはたたかれたというような件が非常に多かったです。

それから、小中学校では「ネット関連でのいたずら」、これもこれから私どももiPadを入れましたが、こういったところも、より指導していかなければいけないのかなと思っているところなのですが、今年度は小学校が昨年ゼロなのに3件、中学校が去年3件で、5件となっています。その内容も、ちょっとこれはしっかり指導していかないとと思うのですが、中学校の1件の中に「Instagram」はご存じでしょうか。Instagramのアカウントを勝手に使って成りすまして、男の子が女の子に、ある女の子に成りすまして、ほかの女の子と会話をしている。

ただ、それを聞くだけではいじめではないのですが、アカウントを取られた子にとっては、いじめだというふうに言ったので、これについてはきちっといじめの件としても挙げ、……についてもきちっと学校を指導し、保護者も含めて、その使い方についてルールを、当事者間でもやりましたが、全校においてもやったというようなことが挙げられています。

それから、②番にいきます。「今後の港区の対応」というところです。児童・生徒が、中学校の方でSOSの出し方のことを学ぶという話をさせていただきましたが、これは小学校でも、大変身

近な大人が保護者であったりすることももちろんあると思いますが、自分で出していけるようにしていくこと。

それから丸の三つ目です。今年度からふれあい月間で、いつも6月、11月、2月と3カ月やってございますが、この中で東京都教育委員会が偶然作成をしてくださったのですが、教師自身にいじめ防止の取組として自分の学級ではこういうことを気をつけているかしらというチェックシートがありましたので、これは教員がやっているかやっていないかということも必要なのですが、自分自身が振り返って指導に生かしていく、いじめは絶対に許さないよという雰囲気づくりを資質向上の中でもやっていくというようなことで、このシートを使用していくということになってございます。

教育委員会としての最後でございますが、子どもサミット、前回お願いしますというお話をしましたが、こちらでもいじめのことに触れていたり、丸2番のところで、これは直接いじめと関係がある訳ではないのですが、慈恵会医科大学の方に新型コロナウイルス感染症に起因した偏見や差別を防ぐために、いじめを防ぐために、正しく理解するというところで動画を作ってくださいましたので、こういうこともさらに使って、菌のこととか感染症についてもきちっと学ぶのですが、いじめや偏見とかそういうことについても学べるような機会をリピートという形で考えています。

最後ですが、教育センターが虎ノ門に移転して、今、例えば教育相談の方でかかったのが、実はちょっとしたいじめを受けているかもみたいな情報が入っているようなのです。そうすると、個人情報もしっかりとここではもう捉えていますので、どちらに連絡があったかとかというのが迅速につなげるような件が3件ぐらいあったというのがあったので、そういったところもアンテナを研ぎ澄まして対応していきたいなと思ってございます。すみません、長くなりました。

次、不登校にいきます。4ページを御覧ください。

不登校は小学校が64件、発生率が0.67。中学校が85件、発生率が4.24となっております。残念な感じな話ではございますが、中学校は全国の平均よりも出現数が高いということになってございます。欠席日数については、30日以上休んだ場合には不登校というような形で捉えることになっている形でございますので、下の表にはそのような形になっています。その中で今、90日以上、10日以下とかという形になってございます。

おめぐりいただいて、6ページに「不登校の要因」ということで、これも書かせていただいているのですが、この調査の場合は、主たるものを一つ選択するような形になっています。やはり小学校は、中学校もですが、多いなと思うのが、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」というのが多い。小学校16名、中学校15名というような形になってございます。

それから、家庭環境に関わる状況についても、親子間の関わり方というものも小学校では10件と多く、これも不登校の要因になっているということがあります。あとは、ちょっとびっくりされるかもしれないのですが、本人に関係する状況の中で「無気力 不安」、22人と32人と多いのですが、これは全員、学校になかなか来ることができない子に対しては、オンラインでつなぐような努力をしたり、実はちょっと家庭訪問をしたりとか、必ず絶対会ったりはしているので、そこでゆ

っくり心を解きほぐしながらお話をしていくと、何でこんな状況になっているのかが分からないというような発言をする子が増えてきているのかなというふうに報告を受けていて、この件数になってございます。

7ページ目、分析のところです。考察です。先程ちょっと言ってしまいましたが、「特徴・分析」の丸二つ目のところで、「不安」や「無気力」が多いというところ、それから港区の場合は、「生活リズムの乱れ遊び・非行」というのが極端に少ないのです。全国ではこれって多いのですけれども、そういう結果が出てございます。

今後の対応については、今も実はやっているのですけれども、学校では「児童生徒理解・教育支援シート」というものがある、そこに担任が書き込んで、ちょっとした面談をしたりとか、要対応児対応とか例えばあったときに、その様子も継続的に書いて、学年が上がって担任が変わったり、管理職が変わっても、その子の指導経過をきちんとつないでいって、こういう不安とかがあるこの子は学校へ行きづらくなっていく子だよということを確実につないでいくということが必要かなというふうに思っています。

二つ目の丸ですが、1人一台のタブレットを活用して、これまで、ちょっと外に出ることがままならないというお子さんもおりますので、Teamsでつないでということだったら行けそうだという子については無理強いをさせないことが原則なのですが、心を寄り添って会うということではできるかなと。

教育委員会としては、これまで以上にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、それから教育相談等も活用してやっていくこと。それから来年度から、子ども家庭総合支援センターができますので、そういった意味でも家庭を起因としている不登校のお子さんもいますので、家庭支援という部分では協力してやっていけたらいいのかなというところに書かせていただきました。

長くなりましたが、以上です。

○教育長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

○田谷委員 篠崎さん、ご説明どうもありがとうございました。今、お話の中にもありましたけれども、今年の傾向ですね、まだ後期半ばでございますけれども、コロナを踏まえて何か今期、去年までとは全然違うような傾向というのはございますでしょうか。

○教育指導担当課長 今年の調査については、まだ取れて、今ちょうど11月の調査をまいたところなのですが、この間、ある方からある小学校で、不登校が増えているのではないかとご質問があったのです。調べたところ、その小学校なのですけれども、不登校は純粋な不登校というか、9人ぐらいたのです。ただ、実はコロナが不安で学校に行かないといった子が19人ぐらいたのです。なので、それは出欠停止という形になるのですが、それで多分、そういう様子を見ていて増えたのではないかとというような感覚をお持ちになったのかなと思ったので、こちらも隠すことではないのでちょっと調査をして、人数さえ伝えてはしないのですけれども、そういう傾向があるよということは話をしています。なので、これを受けて校長会、月定小学校長会等で、そうい

った傾向があったらまた教えてほしいというようなことをちょっとまいたところ、学校によってはあるということでしたが、そこまで、今学校もこう密にならないようにとか色々な取組をしてくれているので、だいぶ慣れて、最初の頃行けないと言っていた子も来ているよというような報告は受けています。ただ、学校で1、2名はいるかなという傾向で聞いています。

ちょっと答えになっていたか、あれですが。

○田谷委員 ありがとうございます。僕、その次に質問をしようと思っていたのが、コロナで不登校は何人いるのですかということをお伺いしようと思ったのですが、先手を打って答えていただいております。

これ、僕ちょっと分からないのですけれども、コロナで不登校というのは、それは児童・生徒本人の意見なのですか、それとも保護者の意見なのですか。その辺は調査されていますか。

○教育指導担当課長 すみません。ちゃんとした調査は取っていないのです。今、私が話したのは先週の計だったのです。その学校に聞いたところ、半分は親、半分は本人というふうなことで学校は聞き取っていました。ちょっと今後は調査が必要かなというふうには思っているところです。

○田谷委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 今のご説明、ありがとうございました。出欠、不登校でない扱いだということではあっても、やはり学校に長期間来られていない児童・生徒がそれなりにいるということは、やはりこれ、重要な問題として考えておく必要があるのだと思いました。やはりコロナの問題というのは、コロナに対しての恐怖心が生徒の間でも違えば、保護者によっても違うというところで非常に対応の難しさはありますけれども、その中ででの家庭での選択、判断というのも、もちろんある程度は配慮するという必要もあると思いますが、今の港区内での、特に幼稚園、小学校、中学校の中での感染の管理の状況からすれば、ある意味でこの長期にわたって学校に来ないというのは、極めて不合理な選択をそれぞれの子どもと保護者はしていると言ってもよいのだろうと思うのです。

そういう不合理な選択をできるだけしないで済むように、要するに今のきちんと管理ができていく状況をどう見せていくかということも必要になるのかなというふうに思いました。もちろんそれぞれ先生方はなさっているとは思いますが、そういう何ていうのでしょうか、そこまで心配しなくて大丈夫だということが分かるような今の状況の説明というのでしょうか、それは何か工夫はなさったり、あるいは今、これからしようとしていることがおありであれば教えていただければと思います。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。Twitterに、そういう授業の一部を写したりしているのですけれども、あえて感染症を意識して、こんな取組もしていますということを一文とか入れて送るような形はしています。そうすると、ちょっとPTAさんとか、よく顔を合わせるような保護者の方とかには、結構色々ああやって宣伝してくれていいねというのは数件、温かい励ましの言葉はいただいているのですが、様子を見ながらちょっと見せるようにはしています。

○山内委員 ありがとうございます。もう一つは、それをどういうことをしているかということと、

結果として学校の中での感染が起こっていないということをやはりきちんと説明していてもいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○教育指導担当課長 私の一存ではちょっとできないと思のですが、ただやんわりやはりこの現状を見て、子どもたちも気をつけているし、教員もこうやって努力をしているので、いい生活を送れていますということについては、積極的に発信していくべきなのかなと今、先生のご意見を伺って思ったところがございます。そこはちょっと工夫して、より港区として頑張っているよというところは見せていきたいなと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 1点。不登校の要因は、やはり無気力と不安が多いということのをこれからどう考えていくかというのは大切な課題だと思しながら伺いました。そういう意味で、さらに分析をというところ、この無気力とか不安というものについて、その無気力や不安の内容、あるいは無気力や不安によって来られないと言っている児童・生徒の背景というものについて、少し丁寧に分析をしていく必要があるのではないかと。おそらく無気力とか不安と言っている中にも、いくつかこうタイプがある可能性があって、そうするとやはりそれぞれに応じたアプローチをしていかないと、この問題というのを減らせない、解決できないと思いますけれども、その点、何かお考えあれば教えてください。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。これもなかなか、今ちょうど分析をしているのですが、やはり先生がおっしゃるように何パターンかあるのです。一番多いのは、朝起きられない。これは2通りあって、生活リズムが乱れてしまっていて朝起きられないパターンと、何か分からないけれども漠然な不安があるので、夜眠れないみたいで朝起きられないというパターンがあるのです。そうすると、やはりこの子どもたちには生活リズムを取り戻すことの大切さを実感できるような何か取組をしていかなければいけないのかなというふうに思っているところです。

あとは、生活リズムは乱れてないのですが、朝起きると頭が痛くなったり、おなかが痛くなったり、熱が出たり、体調不良がもう目に見ても分かるようになってしまおうというパターンが港区の場合、結構います。そうすると、おなか痛くてトイレ入っているのに引きずり出して、では学校へという形にも、やはり保護者はできないので、ちょっと難しいと言っているところがあるので、こういった場合、やはりスクールカウンセラーにつながっている場合もあるのですけれども、なかなかつながっていない場合も多いのです。なので、何らかしらの相談窓口につないで、時には医療にもつなげて、その要因を取り除くというところに、教員もよりしっかり見取れるような研修を行ったり、保護者向けのそういう講演会とか啓発のことをしていったりしていかなくてはいけないかなというふうな形で、すみません、大きく4分類というふうに考えているところです。

○山内委員 ありがとうございます。そういうふうにパターンを分けて見てくださっているというのは、とてもいいことだと思います。あともう一つ今のお話を伺っていると、スクールカウンセラーとか、さらに言えば、児童、思春期を専門にしているような精神科医のサポートをどうつなげるかということが、課題のある児童・生徒がそれなりにいるのだということも分かりましたので、やはりそういう専門的な生徒をどうつないでいくかということを含めて、ぜひ今後、考えていただけ

ればと思います。

○教育指導担当課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 またちょっとコロナの話に戻って恐縮なのですが、もし学校単位でクラスターのようなことが発生したりとか、そういう場合に、風評被害の問題もちょっと心配しているのですけれども、今後なのかな。その辺はいかがでしょうか。

○教育指導担当課長 先程慈恵医大さんに協力いただいたDVDの話をさせていただいているのですが、正しく怖がるということが大事なので、そこはきちっとYouTubeで公開して、学校でも必ず授業をやってもらうのですけれども、やった上で、保護者の方にもやはりそういうのもどこかのタイミングで来られて、ちょっと説明をしてもらうと、起きちゃっても、どれだけ防いでいても起きてしまうことがあるということをみんなが理解することで、そういうことを、風評被害を抑えるということにもつながるのかなというふうに思っています。ここでしっかり発信していけたらなと思っています。

○田谷委員 篠崎さん、ありがとうございます。テレビや新聞の報道でも家庭感染という言葉が、大変残念なのですけれども出ています。もちろん私も気をつけているところではございますけれども、そういう可能性で子どもがかかってしまうというケースを見ると大変残念なところがありますので、子どもだけに対する状況ではなくて、保護者にも何らかの警鐘をかけていただきたいということは学校、個人にお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○教育指導担当課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 では、1点。すみません、また追加で。今の篠崎さんがおっしゃった、やるべきことをきちんとやっていて、でもそれで出たときは仕方ないという感覚は、実は非常にこういう場合に大事だと思うのです。実はやはり、こういうクラスターが出たようなとき、学校の中で感染者が出たとき、あるいはこれから出るかもしれないというような状況の中で、先生方の精神的な負担、心理的な不安というのも実は結構大きいだろーと思います。それが特に大きくなるのはどういうときかというのは、やはり例えばそこで起きたときに、自分たちがちゃんとやっていなかったというふうに何か責められてしまうのではないとか、何か起こったときに守ってもらえないのではないかという不安があると、やはり非常に、さらに不安は強くなる。それからそこで、そういうときでもきちんと守ってもらえるという安心感を持っていると、実は先生方の負担というのは随分少なくなるのだと思うのです。

そういう意味では、今、篠崎さんがおっしゃったようなスタンスは非常に重要な感覚だと思いますから、そういう感覚で先生方と接していただくと、やはりそれは安心して、自分たちは守ってもらえるという感覚で日々の活動に取り組んでいただけるのかなと思いましたので、ちょっと一言、加えました。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。頑張ってやっていきたいと思います。ありがとうご

ざいます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

3 港区立みなと図書館指定管理者候補者の選定について（非公開）

○教育長 では、次に、冒頭にお話し申し上げましたように、これから非公開の報告とさせていただきます。

（非公開審議）

「閉会」

○教育長 本日予定されている案件及び報告事項は全て終了いたしましたけれども、委員の皆様、また説明員の皆様から何かその他ございますでしょうか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。長時間にわたりましてありがとうございました。

（午前11時45分）

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕